一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市葵町字惣田山三四三五・三四三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三四四二から三四四四まで、鍛冶町一丁目三四五六、三四五七の一、三四五八、仲ノ町字長谷坂三四五九、みどり町三五一四の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市駄経寺町字中ノ谷四一六の二、字三子谷四二二から四四一まで、四四三の一、四四三の二、字尖神山五〇六の一から五〇六の三まで、巌城字粟谷一四六四の二、一四七〇、字全源院一四八八の一、一四九三の一、字上尾一五〇五の三、湊町字梅田三四〇〇、三四一一、三四一三、三四二八の二、瀬崎町三四五〇の二、鍛冶町一丁目三四五五の六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字大内字川井三七、字香田四六の五、四七の一、四七の二、字上大内三八〇の一、三八〇の二、三八二、字河井上江七六九の一、七七〇から七七三まで、七七五、七七七、東伯郡湯梨浜町大字別所字宮ノ谷二三二の一から二三二の四まで、二三三、字馬窪八三二の二から八三二の四まで、八三二の七、八三三の八、字砂和ヶ谷八三三の一、八三三の二、字井手口ヶ谷八三五の一、字割谷九二六の一、九二六の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字別所字二ノ坪谷四七の一、四七の二、字四ノ東谷四五九の四、字居屋谷西平六一八の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年六月九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年七月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22725	クロラントラニリプロール・ジノテフラン水和剤	キックオフ顆粒水和剤	東京都港区東新橋一丁目5番2号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦
22726	展着剤	アルペロ	東京都港区赤坂四丁目2番19号　アグロカネショウ株式会社　代表取締役　櫛引博敬
22727	展着剤	展着パウダー30	〃
22728	テフリルトリオン・ピラクロニル粒剤	ゲットスタージャンボ	東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎
22729	シアナジン・ＤＢＮ粒剤	リブート粒剤	東京都港区赤坂四丁目2番19号　アグロカネショウ株式会社　代表取締役　櫛引博敬
22730	シアナジン・ＤＢＮ粒剤	フェアウェル粒剤	〃
22731	フェンプロパトリン・テトラコナゾール液剤	ナイスプレー	東京都中央区日本橋本町二丁目1番7号　住友化学園芸株式会社　代表取締役社長　富本一光
22732	フェンプロパトリン・テトラコナゾール液剤	ガーデンケアスプレー	東京都千代田区神田須田町一丁目12番地　キング園芸株式会社　代表取締役社長　美馬彰